

平成 28 年第 9 回名取市教育委員会定例会会議録

1 会議の年月日

平成 28 年 9 月 30 日（金）

2 会議の場所

市役所 6 階西側会議室

3 出席委員

武田委員長、相原委員長職務代行委員、佐々木委員、芳賀委員、瀧澤教育長

4 欠席委員

なし

5 説明のために出席した者

小野寺教育部長、及川理事兼学校教育課長、佐竹教育部次長兼生涯学習課長
佐藤庶務課長、大友文化・スポーツ課長、佐藤教育部企画員兼庶務課長補佐
高橋主幹兼庶務係長

6 議事日程

日程第 1 前回会議録の承認

日程第 2 会議録署名委員の指名

日程第 3 教育長報告

(1) 一般事務報告

ア 行事報告

イ 名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(2) 行事予定

日程第 4 専決事務報告

(1) 名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について

(2) 名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について

(3) 工事請負契約の締結(増田中学校校舎増築(建築)工事)に対する意見について

(4) 平成 28 年度名取市一般会計補正予算(第 4 号)(教育費)に対する意見について

(5) 平成 28 年度名取市スポーツ賞顕彰者の追加決定について

7 開会時刻

午前 9 時 00 分

8 会議の概要

武田委員長

只今より、平成 28 年第 9 回名取市教育委員会定例会を開催したいと思います。

はじめに、日程第 1「前回会議録の承認」についてですが、前回は 8 月 22 日(月)に第 8 回定例教育委員会がありまして、各委員の方々には配布済みかと思えます。この内容につき

ましてご質疑等ありませんか。

全委員

質疑なし。

武田委員長

なければ、会議録につきましては承認といたします。

日程の第2、本日の「会議録署名委員」ですが、相原委員と佐々木委員を指名しますのでよろしくお願ひしたいと思います。

日程第3「教育長報告」に入ります。(1)一般事務報告、ア行事報告について教育長より説明をお願いします。教育長よろしくお願ひいたします。

瀧澤教育長

それでは資料は3ページと4ページになります。

私からは9月議会関係についてご報告をさせていただきます。9月議会は6日に開会し、本日午後閉会予定となっております。一般質問、総括質疑及び9月補正予算はすでに終了しております。

まず、教育委員会関係の一般質問についてですが、今回は8名の議員から26件の質問がありました。26件のうち教育長答弁が17件、市長答弁が9件ありました。また総括質疑については2名の議員から3件ありましたが全て市長答弁でありました。

一般質問の内容は「就学援助の支給時期について」「奨学金制度について」「読書環境の整備について」「スポーツ施設の環境整備について」「空き家政策となっている市営住宅の跡地利用について」「歴史・文化的資源の保存と活用について」「名取スポーツパークの再開について」「閑上小・中学校の再建について」という内容でした。

総括質疑の内容につきましては「第五次名取市行財政改革大綱について」に関連して、公民館の労務職員引き上げの評価について、それと「震災関連事業について」スクールソーシャルワーカー活用事業の取組と成果・課題について、それから「教育費について」ということで、「新図書館施設整備にあたっての検討内容について」総括質疑をいただきました。

これらについて、適宜回答しております。その内容については、本日資料をお渡ししておりますので、後でご覧をいただきたいと思います。

また、後の専決事務報告でご説明いたします使用料、手数料の改定に関する条例、増田中学校校舎増築工事の契約案件及び9月補正予算につきましては、原案のとおり議決されております。

また、9月定例市議会議案として提案されました「教育委員会教育長の任命について」と「教育委員会委員の任命について」ですが、原案のとおり、教育長については、私、瀧澤信雄を、教育委員については浅野かおる氏を任命することについて、議会の賛成全員で承認されておりますのでご報告いたします。

私からは以上です。後は各担当課から報告をさせていただきます。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

では庶務課からお願いいたします。

佐藤庶務課長

庶務課からは特にございません。

武田委員長

はい、では学校教育課お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

学校教育課から、2点お話しいたします。

3ページ4番の「第2回生徒指導問題対策委員会」についてです。この会議は年間4回の開催を予定していますが、今年度2回目の開催でした。今回は不登校に関して関係機関との連携、協議を行いました。

次に4ページ40番の「閑上小中学校 学校説明会」についてです。閑上小学校、閑上中学校の保護者を対象に、平成30年4月に開校する閑上小中学校の概要と取組状況について説明を行ないました。保護者の参加は31名でした。

以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

では生涯学習課お願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課からは1点のご報告をさせていただきます。

3ページ18番から4ページ35番になります。7地区で行なわれました「地区民運動会」が無事終了しました。大きな事故や怪我もなく盛大に実施されたとの報告がありました。

以上です。

武田委員長

はい、ありがとうございました。

では文化・スポーツ課からお願いいたします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課からは特にございません。

武田委員長

はい。では部長からご報告ございませんか。

小野寺教育部長

特にございません。

武田委員長

只今、教育長、各課課長から行事報告についてありました。各委員よりこの報告についてご質疑等がございましたらお願いしたいと思います。

全委員

特になし。

武田委員長

特にございませぬか。それでは行事報告については異議なしということで、承認としたいと思ひます。

それでは一般事務報告イ「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題にしたいと思ひます。

では教育長より説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

それでは「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります、資料は5ページから13ページと本日お渡ししてあります「一般事務報告イ資料」になります。

本件につきましては、後で説明いたします専決事務報告の(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例の制定」に伴うものであり、この改正内容については、先の8月教育委員会定例会において説明させていただいておりますが、文化会館の設備、備品等の利用に関する使用料の改定となっております。

詳細については教育部長からご説明申し上げます。

武田委員長

それでは教育部長お願いいたします。

小野寺教育部長

はい、それでは「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定」につきまして、「一般事務報告イ資料」によりご説明申し上げます。

先ほど教育長より説明がありましたとおり、専決事務報告(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例の制定」に伴いまして、文化会館条例の使用料の改定にあわせて、施行規則に定める設備器具使用料の見直しを行うものであります。

文化会館の設備器具使用料の改正内容ですが、1点目としまして現在の備品の取扱い、使用状況等を整理しまして、単位の変更、品名の変更等による項目の削除や統合等を行うこととしてあります。またプロジェクターにつきましては新規に有料化することとしてあります。

2点目としまして資料の裏面になりますが、大・中・小ホールを使用する場合、一般的に利用頻度が高い机、椅子、マイクについては通常使われている数を調べて、これらの数の範囲内の使用につきましては、各ホールの使用料及び拡声装置の使用料に含めて無料とすることとしてあります。

文化会館の使用料については、基本的に現行の1.2倍の改定となりますが、この設備器具利用の設定を勘案しますと実質的な使用料の改定は1.2倍よりも低くなります。例えば大ホールで使用する設備の基本セット、机・椅子・マイクを全て使用した場合、最大で6千円分の使用料が実質一部引き下げとなります。後ほど説明いたします専決事務報告(1)資料でご確認をいただきたいと思ひます。

最後に附則ですが、施行期日は改正条例と同様に平成29年4月1日から施行するもので経過措置につきましても改正条例と同様になってあります。

以上で「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則」の補足説明を終わります。

武田委員長

今、部長より使用料等についての変更の報告がありましたが、これは、これまでの利用状況を勘案して整備した訳ですね。

小野寺教育部長

はい、実際使用していないものですか統合した方がよいものにつきましては、今回使用料の改正にあわせて整理をさせていただいたということです。

武田委員長

総合的に見ると市民にとっては、負担がかからなくてよくなったのでしょうか。

小野寺教育部長

使用料は全体的に原価を見直しましたので、上がっているのが大部分であります。一部下がっている部分もございますが、基本的には改定により引き上げされている状況です。

武田委員長

ということですが、各委員ご質疑等ありませんか。

全委員

特になし。

武田委員長

よろしいでしょうか。なければ「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

それでは「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、ご提案のとおり承認といたします。

それでは(2)の行事予定に入りたいと思います。教育長よりお願いしたいと思います。

瀧澤教育長

それでは資料の14ページ、15ページになります。私からは特にありません。各課から報告をいたします。

武田委員長

庶務課からお願いします。

佐藤庶務課長

はい、庶務課からは2点ご連絡させていただきます。

行事予定の14ページの2番です。10月1日、明日であります。今年第2回目の臨時の教育委員会を開催いたします。開催時刻は午前9時で、会場は、この場所と同じ6階大会議室西側となっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、行事予定の15ページの37番です。10月28日に第4回目の「総合教育会議」の開催を予定しております。開会時刻は午後1時30分で、会場は同じく6階大会議室西側会議室となっております。議題につきましては現在調整中でありますので、本日は日程のみのご連絡とさせていただきます。

庶務課からは以上でございます。

武田委員長

それでは学校教育課お願いいたします。

及川理事兼学校教育課長

申し訳ございません。1点挿入をお願いしたいと思います。10月5日(水)と10月12日(水)になりますが「市心身障害児就学指導委員会」の挿入をお願いいたします。就学指導委員会は例年2回行っております。来年度に向けて、学齢児童及び学齢生徒等の適切な就学指導に関する事について話し合いを持ちます。

14ページの16番「市小学校音楽発表会」についてです。文化会館を会場に、市内11校の4年生が一堂に会して行われます。

同じく14ページの23番「こころの劇場」についてです。劇団四季には毎年「こころの劇場」小学生招待事業を本市で行っていただいております。市内全小学校の6年生対象で、今年度は778名の児童がミュージカル「エルコスの祈り」を観劇します。

最後になります。15ページの29番「閑上小中学校 学校説明会」についてです。この日は文化会館中ホールを会場にしまして、一般の方を対象に説明をいたします。

以上です。

武田委員長

ありがとうございました。

では生涯学習課からお願いいたします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

生涯学習課から行事予定には記載しませんでした。10地区で「公民館まつり」が開催されます。10月16日から11月20日までの日程になります。時間等の詳細については、別紙にとりまとめましたのでご覧ください。

以上です。

武田委員長

続きまして、文化・スポーツ課長お願いします。

大友文化・スポーツ課長

文化・スポーツ課から3点ご説明したいと思います。

14ページ3番になります。10月1日(日)に文化会館にて「市制施行記念式典」が開催されます。昨年までは市制功労者表彰の後に「名取市スポーツ賞顕彰式」を行ってまいりましたが、今年度から市制功労者表彰、元気高齢者表彰とスポーツ顕彰が一緒となり「市制施行記念式典」の中で表彰及び顕彰されることとなりました。

文化会館の中ホールで10時から行なわれますので、教育委員の方々の出席をお願いいたします。

次に、同ページ17番になります。10月10日(月)に「名取市スポーツ祭」を市民球場メインに開催いたします。ニュースポーツの体験コーナーなど、盛りだくさんの種目を用意しておりますので、よろしくをお願いいたします。開会式は9時を予定しております。

最後に、同ページ25番になります。本年度の「第19回藤原実方朝臣墓前献詠会」を、実方塚及び道祖神社を会場に10月16日(日)に実施します。

今回は第19回目になりますが、開会行事は9時30分からになり、終了は概ね12時頃を予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。

文化・スポーツ課からは以上でございます。

武田委員長

今、行事予定について説明がありましたが各委員からご質疑等はありませんか。

全委員

特になし。

武田委員長

はい、よろしいでしょうか。9月、10月文化面、スポーツ面で一番忙しい時期にさしかかりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で日程第3(2)行事予定については原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしということで、行事予定につきましては、原案のとおり承認といたします。

武田委員長

それでは次に進みたいと思ひます。日程第4の専決事務報告に入りたいと思ひます。

まず、(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について」教育長より説明をお願いいたします。

瀧澤教育長

それでは、日程第4、専決事務報告(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について」ですが、資料は16ページから27ページと本日お渡ししております「専決事務報告(1)資料」になります。

本件については、平成28年8月26日付けで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催の暇が

なかったことから、8月30日付で専決処分し「異議がない」旨回答しましたのでご報告申し上げます。

なお、改正内容につきましては、先の8月定例教育委員会において説明させていただいておりますが、詳細については教育部長からご説明を申し上げます。

武田委員長

はい、では部長お願いいたします。

小野寺教育部長

資料19ページから27ページ及び別冊専決事務報告(1)資料でご説明申し上げます。

今回の見直しにあたっての考え方ではありますが、1つ目として、行政サービスを利用する方、受益者と、利用しない方、非受益者の費用負担、税負担の公平性を確保する「受益者負担の原則」を基本的な考え方とするものであります。

また、二つ目として、サービスの受益者の方々に応分の負担を求めるためには、算定方法を明確にする必要があると考え、今回の見直しでは「使用料・手数料の見直し指針」を策定し、サービスの提供に必要なコストの的確な把握、算定方法の共通化をはかり、透明性を確保することとしたものでございます。この指針により、各所管課において原価を把握し、金額の算定を行ったところであります。

その上で、値上げする場合には急激な値上げとならないよう、現行料金の1.5倍までとする改定上限率を設定するとともに、必要に応じ近隣類似施設との比較等による調整も行なったうえで、それぞれの施設において総合的に判断を行ない、改定額として算定したところであります。

それでは、条例中、教育部所管になります条文のみを別冊専決事務報告(1)資料により説明いたしますので、別冊資料をご覧ください。

別冊専決事務報告(1)資料2ページをご覧ください。

最初は「名取市都市公園条例」の改正であります。同条例別表第3に定める、十三塚公園の有料公園施設、市民球場、市民陸上競技場及び市民庭球場における使用料の改定を行うものであります。改定内容をそれぞれ現行料金、新料金、差額、値上げ率としてとりまとめております。

十三塚公園の3つの施設の使用料につきましては、冒頭お話しした「使用料・手数料の見直し指針」に従いまして、受益者負担割合50%で算定したところ、現行使用料の約2倍から3倍となりましたが、近隣市町の類似施設使用料も参考にしながら、改定上限1.5倍による改定としたところであります。

値上げ率50%以下となっている項目もありますが、これは100円未満を切捨てた関係上1.5倍となっていないものであります。

次に、資料3ページから7ページまでの「名取市公民館条例」の改正であります。

仮設事務所で運営をしている増田公民館、閑上公民館、及び移転改築となる愛島公民館を除く8つの公民館について、同条例別表に定める使用料の改定を行うものであります。

使用料の算定につきましては、仮設の増田公民館・閑上公民館の2つの公民館を除いた9つの公民館のコストを統合して、共通単価で各施設の使用料を求め、受益者負担割合50%で算定したものでございます。

一部引き上げとなる項目もありますが、約8割の項目が引き下げの改定となるものであります。詳しくは、各公民館ごと、使用区分ごとにご確認いただきたいと思います。

次に、資料 10 ページから 21 ページまでの「名取市文化会館条例」の改正についてご説明申し上げます。

同条例別表に定めます文化会館の大ホールから講義室までの各施設使用料の改定であります。「指針」に従い受益者負担割合 50%で算定したところでございます。その結果現行使用料の約 2 倍から 3 倍となりましたが、近隣の市町の類似施設の使用料も参考にし、また競争力等も考慮し、現行料金の 1.2 倍を改定上限として改定したところであります。

なお、19 ページの中ホール楽屋、21 ページの茶室など指針で算定した結果として、一部引き下げとなる部分につきましては、そのまま値下げとしたものでございます。

なお、今回施設使用料の改定にあわせて見直した文化会館の設備器具使用料の改定内容ですが、先ほどの一般事務報告の「名取市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」でご説明申し上げたとおりでありますので、資料にてご確認願います。

次に、資料 23 ページから 25 ページまでの「名取市民体育館条例」の改正についてご説明いたします。

同条例別表に定めます市民体育館の使用料につきまして、指針に従い受益者負担割合 50%で算定したところ、まず、施設使用料(1)貸切使用であります。競技場及び武道場においては現行使用料の約 2 倍から 3 倍となり、近隣他市町の類似施設使用料も参考にしながら、改定上限 1.5 倍による改定としたものであります。なお、競技場の夜間区分については、使用料の中に照明施設使用料が含まれておりますが、今回、照明施設使用料を据え置きとしたことから、夜間、全日の区分については 1.5 倍を下回るものとなりました。

次に 24 ページをお開き願います。トレーニング室及び会議室につきましては、概ね現行使用料の約 0.5 倍から 1.5 倍となったことから、それぞれ一部引き上げ、一部引き下げの改定としたところであります。

次に 25 ページ、施設使用料(2)個人使用料であります。同様に算定したところ、現行使用料の約 4 倍となることから、改定上限により 1.5 倍の改定としたものであります。

最後に設備使用料であります。長机、折りたたみいすの項目については、現在、利用がほぼないといった状況であることから、使用料の項目を削除することとしたものであります。

最後に「附則」であります。資料 1 ページにお戻り願います。下から 3 行目、附則第 1 項であります。「施行期日」について、平成 29 年 4 月 1 日とするものであります。

次に、附則第 2 項と第 3 項につきましては、「経過措置」を定めるものであります。教育委員会所管の施設のみ説明します。

附則第 2 項は「文化会館以外の施設」に係る経過措置として「新料金は、平成 29 年 4 月 1 日以後の使用に係るものについて適用し、同日前の使用に係るものは、「従前の例」すなわち、旧料金による」こと、また「本条例の公布日前に平成 29 年 4 月 1 日以後の使用について申請を受理したものは、旧料金による」ことを規定したものであります。

附則第 3 項は「文化会館」に係る経過措置として、「新料金は、平成 29 年 4 月 1 日以後に申請を受理したものについて適用し、同日前に申請を受理したものについては、旧料金による」ことを規定したものであります。

文化会館につきましては、施設利用の 1 年前から申請を行うことが多いことから、このような経過措置を設けるものであります。

以上で使用料及び手数料の改定等に関する条例についての補足説明を終わります。

武田委員長

只今、詳しくご説明をいただきました。いかがでございましょうか。使用料及び手数料に

係る料金の適正化を図るためということなのですが。来年の4月1日施行ということですね。

只今説明のありました内容について、ご質疑ありませんか。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ、(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について」原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

では異議なしと認め、(1)「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例に対する意見について」承認といたします。

続きまして、専決事務報告(2)「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」を議題といたします。教育長よりご説明お願いいたします。

瀧澤教育長

それでは専決事務報告(2)「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ですが、資料は28ページから31ページと本日お渡ししております「専決事務報告(2)資料」になります。

本件については、平成28年8月26日付けで地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催の暇がなかったことから、8月30日付で専決処分し「異議がない」旨回答しましたのでご報告申し上げます。

なお、改正内容につきましては、先ほどと同様に、先の8月定例教育委員会において説明させていただいておりますが、詳細については教育部長からご説明申し上げます。

武田委員長

はい、それでは部長お願いいたします。

小野寺教育部長

それでは、資料31ページ及び別冊専決事務報告(2)資料によりご説明申し上げますので、あわせてご覧いただきたいと思っております。

愛島公民館につきましては、「工事請負契約の締結について」平成28年第3回教育委員会定例会の専決事務報告において説明させていただきましたが、現在、平成29年4月の開館に向けて工事を進めております。

今回移転・改築となりますことから、公民館設置位置の変更並びに新施設の使用料を設定すべく条例を制定するものであります。

それでは、別冊専決事務報告(2)資料に基づき、条例の案文についてご説明いたします。

第3条の改正ですが、表の中で愛島公民館の位置を変更するものであります。「名取市愛島笠島字弁天19番地3」を「名取市愛島笠島字上平27番地」に改めるものです。

次に、使用料を定める別表中、愛島公民館の項につきましては、新しい施設の建設に伴い新たに使用料を設定するものであります。使用区分は「ホール」「研修室」「会議室1」「会議室2」「会議室3」「調理室」として、使用時間「午前」「午後」「夜間」「全日」ごとにそれぞれ新料金を定めております。

新料金につきましては、先ほどご説明申し上げました「名取市使用料及び手数料の改定等に関する条例」と同様に、「使用料・手数料の見直し指針」に基づき、他の公民館と同様に算定を行ったものであります。

資料2ページをご覧ください。附則になります。第1項は「施行期日」ですが、平成29年4月1日から施行することとしております。第2項の「経過措置」ですが、新料金は平成29年4月1日以後の使用に係るものについて適用することとし、平成29年4月1日以前の使用に係るものについては、旧料金によることを規定するものであります。

以上で「名取市公民館条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

武田委員長

はい、ありがとうございました。愛島公民館が、今建設中ですので住所が変わるといふことと使用料が変更になるということですか。

この説明について、ご質疑等ありませんか。

全委員

特になし。

武田委員長

はい。ところで愛島公民館は来年完成予定ですか。

生涯学習課長お願いします。

佐竹教育部次長兼生涯学習課長

はい、今工事中でございます。建物本体については12月いっぱい完成する予定でございます。その後、外構工事については通常の公民館の3倍位の駐車場を有し、またゲートボール場を有する公民館になることから、1月から約2月の中旬から下旬までの完了予定で今のところ進んでおります。その後引っ越しをして、ちょうど来年の4月1日が土曜日ですので、その時に式典を考えたいと進んでおります。

以上です。

武田委員長

ありがとうございます。公民館の新館が出来上がるのにあわせて、このような料金等も整備していくということですか。

専決事務報告(2)「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」ご質疑等ございますか。

全委員

特になし。

武田委員長

なければ専決事務報告(2)「名取市公民館条例の一部を改正する条例に対する意見について」は、原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

はい、ありがとうございました。それでは専決事務報告(2)については異議なしと認め、報告どおり承認したいと思います

では(3)に入りたいと思います。(3)「工事請負契約の締結(増田中学校校舎増築(建築)工事)に対する意見について」教育長より説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは専決事務報告(3)「工事請負契約の締結(増田中学校校舎増築(建築)工事)に対する意見について」ですが、資料は32ページから34ページと本日お渡ししております「専決事務報告(3)資料」になります。

本件については、平成28年8月26日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催の暇がなかったことから、8月30日付で専決処分し「異議がない」旨を回答しましたので、ご報告申し上げます。

詳細については教育部長からご説明申し上げます。

武田委員長

では部長、説明をお願いいたします。

小野寺教育部長

資料34ページになります。

専決処分しました議案につきましてご説明申し上げます。

「名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約の締結については、入札後仮契約を行い議会の議決に付さなければならないことになっております。

名取市立増田中学校校舎増築(建築)工事は、予定価格が4億7,618万円であることから、議案として提案されたものであります。

それでは、専決事務報告(3)資料「議案第89号資料 名取市立増田中学校校舎増築(建築)工事」により内容をご説明いたします。

まず、資料1ページの「落札等結果表」をご覧ください。

本工事につきましては、制限付一般競争入札として、特定建設業の許可を受け、県内に本店があるなどの条件を設定し、平成28年7月13日に入札公告を行い、3社の参加により8月4日に入札を実施しました。

その結果、最低価格の入札額が調査基準価格を下回った入札でありましたため、契約の内容に適合した履行がなされるか否かについての調査を実施し、その調査内容を入札制度検討

員会において審議を行い、契約の内容に適合した履行がなされるものとの結論を得たところ
であります。

このことから、最低価格で入札した丸か建設株式会社を落札者として決定し、入札額 4 億
500 万円に消費税等を加えた 4 億 3,740 万円で仮契約を結んだものであります。

続きまして、今回仮契約しました工事の概要についてご説明いたします。資料 2 ページを
ご覧ください。まず、配置図についてご説明いたします。図面の上が北の方角になります。
凡例にありますように斜線で表示をしております部分が、今回の工事箇所を示しております。

既存校舎の北東側に、鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 1,774.36 m²の校舎を増
築いたします。

また、付属建物として増築する校舎の北側に、コンクリートブロック造、平屋建て、延べ
床面積 5.62 m²の油庫を建築いたします。その他、増築する校舎の東側に、鉄骨造平屋建て、
延べ床面積 331.58 m²の自転車置き場を建築いたします。

増築する校舎の位置につきましては、増田中学校の意見を参考に、既存校舎の教室、廊下
を大きく改造しないこと、校庭に大きくはみ出さないなど、既存の施設に極力影響の少ない
場所を選定しております。また、間取り等につきましても同様に、学校の意見を参考に決定
しております。

次に、増築する校舎の各階の平面図についてご説明いたします。資料 3 ページをご覧くだ
さい。左側が 1 階平面図でございます。1 階には普通教室 3 教室、教材室、男子・女子トイ
レ、水飲み場を設置しております。また、図面の下、E V と表示してあるのがエレベーター
でございます。エレベーターの横に多目的トイレを配置しております。

次に、右側の図面をご覧ください。2 階から 4 階の平面図でございます。2 階から 4 階ま
では全て同じ間取りになっております。1 階同様に普通教室 3 教室と教材室、男子・女子の
トイレ、水飲み場を配置し、エレベーターに接して小さな教材室を設けております。

普通教室は 1 階から 4 階まで各階 3 教室で合計 12 教室を増築いたします。また、各階と
も図面下側、エレベーター前にある廊下より既存校舎に接続をしております。

資料 4 ページは立面図を参考として添付しております。なお、工事期間中は仮囲いにより
工事範囲を区分して生徒の安全に配慮し工事を進めてまいります。

以上で「工事請負契約の締結について」の補足説明を終わります。

瀧澤教育長

現時点での日程について少し説明をお願いします。

佐藤庶務課長

この間、議決をいただいて正式に成立したということになりますが、完成は平成 29 年の
12 月の竣工です。スケジュール的には以上でございます。

武田委員長

はい、ありがとうございました。各委員の方々からいかがですか。これは 12 教室全て普
通教室ですか。

佐藤庶務課長

はい、そうです。

武田委員長

特別教室ではなく普通教室。それから基本的には生徒数の増加のためですか。

佐藤庶務課長

はい、美田園、杜せきのした、下増田小学校の生徒です。

武田委員長

この校舎、教室増築によって、特にこれから生徒数が増加するのを見越して算定して造るということですか。

佐藤庶務課長

完成後ただちに満室になるということではありませんので。平成 31 年頃がピークということで、後は徐々に減少するというか横ばいということで見込んでおります。

武田委員長

そのようなことも考えて 12 教室増築ということですが、その他各委員から何かご質疑ございますか。

全委員

特になし。

武田委員長

はい、よろしいですか。工事になりますので、くれぐれも安全面などいろいろな配慮をしていただいて、新しい校舎の工事の完成を待ちたいと思います。

ご質疑がなければ(3)「工事請負契約の締結(増田中学校校舎増築(建築)工事)に対する意見について」原案のとおり承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

なければ(3)「工事請負契約の締結(増田中学校校舎増築(建築)工事)に対する意見について」は原案のとおり承認としたいと思います。

それでは(4)「平成 28 年度名取市一般会計補正予算(第 4 号)(教育費)に対する意見について」を議題にしたいと思います。

教育長より説明をお願いします。

瀧澤教育長

それでは専決事務報告(4)「平成 28 年度名取市一般会計補正予算(第 4 号)(教育費)に対する意見について」ですが、資料は 35 ページから 39 ページになります。

本件については、平成 28 年 8 月 26 日付で地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたところであり、教育委員会開催の暇がな

かったことから、8月30日付で専決処分し「異議がない」旨回答しましたのでご報告申し上げます。

予算案の詳細については教育部長からご説明申し上げます。

武田委員長

はい、それでは部長お願いいたします。

小野寺教育部長

専決処分しました9月教育費関係補正予算について、資料37ページから39ページの事項別明細書により説明いたします。

歳入の部37ページになります。

14款2項5目教育費国庫補助金になります。1節教育総務費において、補正予算(第1号)で歳出予算を計上しておりました、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費について、国からの補助内定通知がありましたことから補正をするものです。

なお、本事業は被災した児童生徒の心のケアを目的とした学習支援をおこなうもので、仮設住宅集会所3箇所で開催小・中学校の児童生徒の学習支援を行うものであります。

次に、20款5項2目の雑入ですが、15節の雑入において、図書館利用の促進と調べる学習の普及を目的としまして、公益財団法人図書館振興財団からの助成を受けて、名取市「図書館を使った調べる学習」コンクールを開催するべく、事業を申請したところ、助成決定の通知がありましたことから補正をするものです。

38ページ歳出の部になります。

10款1項2目事務局費ですが、歳入でご説明しました緊急スクールカウンセラー等派遣事業費国庫補助金の計上による一般財源との財源更正を行うものであります。

10款3項2目中学校教育振興費ですが、「県費負担教職員の非常勤講師の任用等に関する要綱」に基づきまして、市内中学校で外国人子女の生徒の日本語指導等に当たっていた非常勤講師が病気休暇中であり、その代替措置としてこれまで「MIA(公益財団法人宮城県国際協会)外国籍の子どもサポートセンターのサポーター派遣」により対応してまいりましたが、派遣回数の上限に達したことから、復帰の見通しが立つまでの間、市予算により独自で対応すべく、2学期以降のサポーター謝礼を報償費で補正するものであります。

次に、10款5項4目図書館費ですが、歳入でご説明しましたが、公益財団法人図書館振興財団からの助成を受けて、名取市「図書館を使った調べる学習」コンクールを開催するもので、市図書館・学校図書館の資料を利用して「身近な疑問や不思議に思ったこと、興味があることなど」をテーマに作品を募集し、小学生の部、中学生の部、高校生の部、大人の部、子どもと大人の部の各部門で優秀な作品を表彰し、作品の展示を行うものです。なお、上位入賞者は、公益財団法人図書館振興財団主催の全国コンクールへの出品も行なわれます。予算としましては、報償費に「調べる学習」の講師謝礼及び審査員謝礼を、需用費の消耗品費には調べる学習用の図書購入費とコンクール用の消耗品費を補正しております。

以上、教育費の歳出予算補正額の合計額は1,510千円となりました。

次に39ページの債務負担行為調書になりますが、現在、平成30年4月開校に向けて閑上小・中学校の改築工事を行っておりますが、災害復旧事業で平成24年度に設置した閑上中学校応急仮設校舎については、仮設校舎の設置期間を平成29年度まで1年間延長する変更契約の締結が必要となるため、仮設校舎借上料の平成29年度歳出予算に対する債務負担行為を設定するものです。変更契約は平成28年12月までに行い、併せまして平成29年度分

の国庫補助金の交付申請を行うものです。なお、仮設校舎借上料には解体費相当分を含むものです。

以上で予算の説明とさせていただきます。

武田委員長

一般会計補正予算についてですけれども、これについても承認としてよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

武田委員長

ありがとうございます。行事予定のところに10月11日「図書館調べる学習コンテスト審査会」というのが予定されていますので、この予定にあっているのではと思います。

では異議なしと認め、原案のとおり承認としたいと思います。

それでは(5)「平成28年度名取市スポーツ賞顕彰者の追加決定について」に入りたいと思います。こちら人事案件ですので名取市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

武田委員長

異議なしと認め、これより秘密会議といたします。

(秘密会議録については、別途作成)

武田委員長

では本日の議案については以上であります。

以上で本日の会議を終了いたします。

午後9時50分

以上会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

平成28年10月28日

署名委員 _____

署名委員 _____